

## 独占禁止法審査手続についての懇談会（第12回）議事概要

1 日時 平成26年10月31日（金）10:00～12:30

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長、小室審査局審査  
企画官

（事務局）

内閣府 井上内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参  
事官等

4 会議次第

- （1）開会
- （2）論点に関する検討（自由討議）
- （3）閉会

5 議事概要

- （1）公正取引委員会から、前回の懇談会で提案された弁護士・依頼者間秘匿特権（以下「秘匿特権」という。）に関する制度案に係る実務上の問題点として、秘匿特権の対象となるかどうかについては、取消訴訟を念頭に置いた対応を行う必要があり、この判断を事件調査から独立した調査官が判断することは困難である等との説明があった。

あわせて、①供述聴取時の休憩時間の確保、②審査規則第22条に規定する異議申立ての利用状況、③報告命令の活用の可能性、④裁量型課徴金制度や和解手続等に対する評価についても説明があった。

(2) 事務局から、EUにおける和解手続・確約手続について説明があった(内容は資料1のとおり)。

(3) 事務局から、本懇談会におけるこれまでの議論において提示された論点及び座長から示された整理について説明があった(内容は資料2のとおり)。

これに関連して、及川委員、河野委員、榊原委員及び矢吹委員から、指針等への記載事項、懇談会での取りまとめ方等について意見書が提出された(内容は資料3-1から3-4までのとおり)。

(4) これまでの懇談会において議論が整理されていない論点を中心に検討がなされたところ、委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

(立入検査の翌日以降における提出物件の謄写について)

- ・ 提出物件の謄写を希望しても、平均で1週間から2週間程度は待たされるということである。公正取引委員会が物件をずっと使用しているかは疑問であり、3日から1週間以内に謄写を認めるよう常識の範囲内で明確にしてほしい。また、謄写が容易となるように、公正取引委員会の庁舎内にコピー機を設置してほしい。(この点について、公正取引委員会から、庁舎内のスペースに限りがあることや、謄写時に職員の立会いを要することなどを考慮してもらいたいとの説明があった。)

(審尋における弁護士の立会いについて)

- ・ 現行法の解釈として、供述人が弁護士の立会いを前提に審尋に応じるとした場合、公正取引委員会はこれを拒むことができないのではないか。
- ・ 供述人が弁護士の立会いが認められなければ供述しないと主張することは、独占禁止法第94条に定める「陳述をせず」に該当すると考えられる。
- ・ 日本の中小企業の過半数は個人事業主であることから、企業と従業員の利益相反が問題になることは少ないと思われる。

(苦情申立ての仕組みについて)

- ・ 苦情申立ての仕組みは実効性のあるものとすべきである。苦情の受付は、公正取引委員会から独立した第三者機関とすることは難しいと思うが、公正取引委員会内でも独立性の高いものとなるよう、例えば調査担当部局と同格又は上位の部局が対応することとして、是正措置が適切になされるようにすべきである。
- ・ 苦情申立ての件数だけでなく、訂正に応じなかったことや休憩時間が

きちんと取られなかったといった苦情申立ての理由や、それに対して採られた措置の内容を公表することが重要である。

- ・ 理由等を公表するのであれば、個別事案が特定できないようにするために、一定の類型化が必要ではないか。

(聴取時間の制限、適切な休憩時間の確保について)

- ・ 供述人にとって延々と繰り返される聴取は精神的にも肉体的にも苦痛であることから、休憩時間の確保のほか、1つの事件当たりの聴取回数に制限を設けることが望ましい。これが難しいのであれば、1日当たり4、5時間といった、聴取時間に制限を設けるのはどうか。
- ・ 1日当たりの聴取時間について上限を定めてしまうと、地方から聴取のために出張してくる者にとっては、何度も出張を余儀なくされるなどかえって負担が大きくなるのではないか。
- ・ 聴取の際の休憩時間の確保については、聴取に支障が生じないということ为前提としつつ、供述人が弁護士に相談するという点にも配慮したものとすることが適当である。

(供述聴取時における供述人によるメモの録取について)

- ・ 供述人が詳細なメモを録取することを許容すれば聴取の妨げや他の事業者との口裏合わせを容易にするなどの弊害があることは理解できるが、例えば2時間程度の会議でもその内容を記憶することが困難であることから、供述人が記憶を喚起する程度のメモの録取を認めてよいのではないか。
- ・ 「メモ程度なら認めてよいのでは」といっても、許容できるメモはどの程度かという具体的な基準を設けることは困難ではないか。
- ・ メモの録取については、メリットとデメリットの双方があり得るところであるが、限定した形でメモの録取を認める工夫ができないか、今後公正取引委員会において検討することが考えられる。

(供述聴取の方法等について)

- ・ 公正取引委員会において、供述人から調書の訂正の申立てがなされた場合にこれに応じる実務が採られていることを前提とすれば、供述人は、調書の内容に不服があれば訂正の申立てをすればよく、なお供述人が調書の内容に納得しなければ署名押印しなければよいただけの話であって、指針に書くまでもなく問題は解決できるのではないか。
- ・ 調書の一行の書きぶりのために何日間も呼び出され、一日中聴取されると、供述人が根負けしてしまうこともある。供述人は調書の内容に納得しなければ訂正の申立てをすることができ、公正取引委員会はこれに応じる旨を指針等を書いてもらえればよい。
- ・ 調書には、問答形式ではなく審査官がまとめたものとしての独白形式が

多いと聞いているが、独白形式だと、最初のリニエンシー申請事業者の調書と、抵抗した後にやっと事実を述べた供述人の調書との違いが出てこない。このような場合に、聴取過程の違いを反映した形の調書とすることが考えられてもよいのではないか。

- ・ 調書には事実が記載されることが実態解明を進める上でも重要である。審査担当官は、供述人の言い分に真摯に耳を傾ける謙虚な姿勢で聴取に臨むことを徹底してもらいたい。また、そのような内容を公正取引委員会が作成する指針等に記載してもらいたい。

(指針に記載すべき内容及び取扱いについて)

- ・ 標準的な行政調査や手続の流れが分かるものを作成し公表すべきである。そして、図や映像で分かりやすくまとめたものをウェブサイトに掲載したり、講習会等の機会に示していくことが行政調査を円滑に進める上で大切であると考えられる。
- ・ 指針作成後もフォローアップをしてもらいたい。
- ・ 今後策定すべき指針では、これまでの公正取引委員会の実務の運用を書面化して公表し、その検討の中で改善すべき点は改善するというのである。本懇談会で指針の記載の詳細についてまで決めるべきではなく、指針に盛り込むべき内容を大綱のような形で示し、その趣旨を踏まえて具体的な指針が策定されるべきであると考えます。
- ・ 今後策定すべき指針については、国民の目から見て分かりやすいものとするべきである。

(6) 第13回会合は11月19日(水)に開催予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>